

尾張旭市ヒアリングループ機器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市がヒアリングループ機器一式（以下「ヒアリングループ」という。）の貸出しを行うことにより、耳の不自由な方の聞こえを補助し、コミュニケーションを円滑にすることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 ヒアリングループの貸出し対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する聴覚障害者及び難聴者
- (2) 市内に所在する聴覚障害者団体及び難聴者団体
- (3) 市内に所在する聴覚障害者及び難聴者に対する支援団体
- (4) 市内に所在する公共又は公益活動を行う団体
- (5) 市内で開催する催事の主催者
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

(貸出機器)

第3条 貸出しを行うヒアリングループは、次に掲げるものとする。

- (1) 携帯型磁気ループシステム
- (2) ドラム式ループアンテナ20メートル
- (3) 有線マイク

(貸出しの申込み)

第4条 ヒアリングループの貸出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、ヒアリングループ機器貸出申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、貸出しを受けようとする日の14日前までに申込書を提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸出しの決定)

第5条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、受付順の早いものからその内容を審査し、貸出しの可否をヒアリングループ機器貸出決定通知書（第2号様式）により、使用者に通知するものとする。

(貸出基準)

第6条 市長は、申込書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出しの承諾をするものとする。

- (1) 市外で使用する活動であるとき。
- (2) 営利を目的とする活動であるとき。
- (3) 特定の個人、団体又は企業の利益となる活動に利用するとき。
- (4) 政党を市が支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与え

るおそれのあるとき。

- (5) 宗教活動を目的とするとき。
- (6) 尾張旭市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (7) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (8) ヒアリンググループを損傷するおそれがあるとき。
- (9) ヒアリンググループの管理上、支障があるとき。
- (10) その他、市長が使用を不相当と認めるとき。

（貸出期間）

第7条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

（貸出料金）

第8条 貸出料金は、無料とする。ただし、ヒアリンググループの搬送、備付け及び使用に必要な電池等の消耗品に係る費用は、使用者の負担とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。
- (2) 転貸、譲渡、又は担保に供しないこと。
- (3) 貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 使用説明書に従い適正に使用すること。
- (5) 貸出期間満了の日までに市長が指定する場所に返却すること。
- (6) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

（故障・破損・紛失）

第10条 使用者は、故障、破損又は紛失した場合は、速やかにヒアリンググループ機器故障等届出書（第3号様式）を市長へ提出しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、故意又は過失により故障、破損又は紛失した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

（免責）

第12条 市長は、この要綱により貸出ししたヒアリンググループによる事故及び傷病について損害賠償の責めを負わないものとする。

（貸出しの取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒアリンググループ機器貸出決定取消通知書（第4号様式）により貸出決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

ヒアリンググループ機器貸出申込書

尾張旭市長 殿

住 所

氏 名

電 話

ヒアリンググループ機器（以下「ヒアリンググループ」という。）の貸出しを受けたいので、次のとおり申し込みます。

団体等名	(フリガナ) -----
団体等の所在地	〒
事業（行事）内容及び使用目的	※ 内容が分かる資料、チラシ等があれば添付してください。
使用場所	
貸出期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
受取希望日	年 月 日 午前・午後 時
返却予定日	年 月 日 午前・午後 時

なお、貸出しを受けるに当たっては、以下の事項を遵守します。

- 1 常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。
- 2 転貸、譲渡、又は担保に供しないこと。
- 3 貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。
- 4 使用説明書に従い適正に使用すること。
- 5 貸出期間満了の日までに市長が指定する場所に返却すること。
- 6 その他市長が特に付した条件に従って使用すること。
- 7 故意又は過失により故障、破損又は紛失した場合は、速やかに損害を賠償すること。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

ヒアリンググループ機器貸出決定通知書

様

尾張旭市長

印

年 月 日付けで申請のありました、ヒアリンググループ機器の貸出しについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 承諾
 不承諾
(理由：)
- 2 貸出期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- 3 受取日 年 月 日 ()
- 4 返却日 年 月 日 ()
- 5 貸出条件

第3号様式（第10条関係）

ヒアリンググループ機器故障等届出書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住 所

氏 名

電 話

尾張旭市ヒアリンググループ機器貸出要綱に基づき、ヒアリンググループ機器を（故障・破損・紛失）しましたので、次のとおり届け出ます。

日 時	年 月 日 () 時 分 ごろ
場 所	
理 由	
現在のヒアリンググループ機器の状態	

第 号
年 月 日

ヒアリンググループ機器貸出決定取消通知書

様

尾張旭市長

印

年 月 日付け 第 号で通知しました、ヒアリンググループ機器貸出決定通知については、下記の理由により貸出決定を取り消します。

記

取消理由：